

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

■この書面は、T I サポート共済に関する重要な事項を説明しています。

ご契約前には必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いします。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については共済約款をご確認ください。ご不明な点につきましては、T I サポート共済会までお問合せください。

▼被共済者の方にこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いします。

契約概要

T I サポート共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

▼この書面における主な用語についてご説明します。

危険	傷害または損害の発生の可能性をいいます。	共済金	死亡共済金、後遺障害共済金または治療費用共済金をいいます。
他の共済契約等	この共済契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の共済契約または保険契約をいいます。	共済契約者	T I サポート共済会に共済契約の申込みをする方であって、共済掛金の支払義務を負う方をいいます。
被共済者	共済証書記載の被共済者をいいます。	共済掛金	共済契約者が共済契約に基づいてT I サポート共済会に払い込むべき金銭をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

1. 商品の仕組み 契約概要

この説明書ではT I サポート共済を説明しています。

T I サポート共済は、技能実習生の皆さまが主に日常生活でケガを被った場合、発病した場合、その他費用を負担することによって損害を被った場合などを保障する共済です。

この共済は、T I サポート共済会に入会して頂いた受入企業を共済契約者とし、技能実習生を被共済者とする契約です。共済証書を請求する権利、共済契約を解約する権利等は原則として共済契約者が有します。なお、技能実習生専用の共済ですので、技能実習生以外が被共済者とするご契約はできません。

2. 被共済者の範囲 契約概要

被共済者は、共済証書の被共済者氏名欄に記載の方となります。ご契約いただける被共済者の範囲等につきましては、パンフレット等をご参照ください。

2. 保障内容、共済金額の設定 等

1. 保障内容 契約概要 注意喚起情報

保障内容は、パンフレットのとおりです。詳細は、T I サポート共済約款でご確認ください。

※この共済において期間とは、被共済者が技能実習の目的をもって、被共済者が国籍国等からの出国手続日を終了してから、日本国における技能実習を終えた後国籍等への帰国手続を終了するまでとします。

① お支払いする主な場合

パンフレットをご参照ください。

② お支払いできない場合

パンフレットをご参照ください。なお、詳細はT I サポート共済約款の「共済金を支払わない場合」の項目に記載されています。

2. セットされる主な特約およびその概要 契約概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細はT I サポート共済約款に基づきます。

※戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による事故等は保障の対象となります。ただし、該当する被共済者の数が多数の場合は、お支払いする金額が削減することがあります。

3. 複数のご契約があるお客様へ 注意喚起情報

被共済者またはそのご家族が契約されている他の共済種類の特約やT I サポート共済会以外の共済契約または保険契約を含みます)により、既に被共済者について同種の保障がある場合、保障が重複し、共済掛金が無駄になることがあります。

保障が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの共済契約からでも保障されますが、いずれか一方の共済契約からは共済金が支払われない場合があります。

保障内容の差異や共済金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの保障が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、保障がなくなることがありますのでご注意ください。

<保障が重複する可能性のある主な共済金>

T I サポート共済にセットされる共済金	保障の重複が発生する他の共済契約の例
賠償責任共済金	他の共済の賠償責任共済金
救援者費用等共済金	他の共済の救援者費用等共済金

4. 共済期間および共済の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

① 共済期間

パンフレットをご参照ください。また、実際に契約する共済期間は、共済契約申込書の共済期間欄をご確認ください。

② 保障の開始

パンフレット等記載の共済期間の開始時に始まります。ただし、共済期間が始まった後であっても、責任期間開始前に発生した事故等に対しては、共済金をお支払いできません。

③ 保障の終了

パンフレット等記載の共済期間の終了時に終わります。ただし、責任期間終了後に発生した事故等に対しては、特約に定める場合を除き、共済金をお支払いできません。

III. 契約締結後におけるご注意事項

3. 共済掛金の決定の仕組みと払込方法 等

1. 共済掛金の決定の仕組み 契約概要

共済掛金は、共済金額、共済期間等により決まります。

2. 共済掛金の払込方法 契約概要 注意喚起情報

共済掛金の払込方法は、一般社団法人日本アジア青年交流協会に払込まれた管理費用の一部からになります。

3. 共済掛金の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

共済掛金を払込みいただけない場合には、共済金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

4. 満期返戻金・割戻金 契約概要

この共済には、満期返戻金・割戻金はありません。

1. 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項） 注意喚起情報

ご契約後、申込人の住所または連絡先等を変更した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なくT I サポート共済会までご連絡ください。

2. 解約と解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合はT I サポート共済会事務局までに速やかにお申し出ください。解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返戻金を返還します。この場合、共済掛金から既経過期間に対応する所定の共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。

3. 被共済者からの解約 注意喚起情報

被共済者が契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被共済者は共済契約者にご契約の解約を求めることがあります。この場合、共済契約者はご契約を解約しなければなりません。ただし、賠償危険保障条項および救援者費用等保障条項には適用しません。
※解約する範囲はその被共済者にかかる部分に限ります。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項） 注意喚起情報

1. 共済契約者または被共済者になる方には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてT I サポート共済会が告知を求めた項目（共済契約申込書上の太枠内（告知事項）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
2. 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや共済金をお支払いできないことがありますので、今一度、告知内容をご確認ください。次の事項に該当した場合は、ご契約を解除することができますので十分ご注意ください。

- 同じ被共済者について身体のケガまたは病気に対して共済金が支払われる他の共済契約等の有無
(注) 海外旅行共済、団体総合生活補償共済、普通傷害共済等をいい、いずれも積立共済、団体契約、生命共済、保険契約を含みます。

2. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について） 注意喚起情報

この共済はクーリングオフの対象となりません。ご契約時にはご契約内容を十分にご確認ください。

3. 死亡共済金受取人 注意喚起情報

1. 被共済者の死亡共済金受取人を定めなかった場合、死亡共済金は、その被共済者の法定相続人にお支払いします。その他の方を指定する場合は、T I サポート共済会事務局までご連絡ください。
2. 被共済者の死亡共済金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ずその被共済者の同意を得てください。なお、同意のないままに契約された場合、共済契約は無効となります。

留意していただきたいこと

1. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

個人情報の理由目的について

本共済契約に関する個人情報は、T I サポート共済会が本共済の適正なお引受け、万一事故が発生した場合の円滑かつ適切な共済金のお支払いのために利用するほか、T I サポート共済会およびT I サポート共済会に関連するそれぞれの会社が、本共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。

また、本共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、再保険会社、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

● 法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

2. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。この場合には、全部または一部の共済金をお支払いできません。

- ① 共済契約者、被共済者、共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
- ② 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被共済者または共済金受取人が共済金の請求について詐欺を行った場合
- ④ 複数の共済契約等に契約することで被共済者の共済金額等の合計額が著しく過大となる場合

その他の注意事項

<事故が発生した場合>

事故が発生した場合には、30日以内にT I サポート共済会事務局までご連絡ください。ご連絡がないと、それによってT I サポート共済会が被った損害の額を差し引いて共済金をお支払いすることができます。

なお、賠償事故の場合、T I サポート共済会が被共済者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、被共済者ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくことになります。ただし、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前にT I サポート共済会にご相談ください。T I サポート共済会の承認がない場合、共済金を削減してお支払いすることができます。示談・口約束はしないでください。

<共済金のご請求時にご提出いただく書類>

被共済者または共済金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が共済金の請求を行う場合は、事故受付後にT I サポート共済会が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、T I サポート共済会事務局までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうちT I サポート共済会が求めるもの

- T I サポート共済会所定の共済金請求書
- T I サポート共済会所定の同意書
- 事故原因・損害状況に関する資料
- 被共済者またはその代理人の共済金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
- 診断書
- 診療状況申告書
- 公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書
- 死亡診断書
- 他から支払われる損害賠償金・共済金・給付金等の額を確認する書類
- 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- T I サポート共済会所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- その他必要に応じてT I サポート共済会が求める書類（旅券（パスポート）の写し、救援者代理人指定書 等）事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることができます。

ご連絡・お問合せ窓口

この共済に関するお問い合わせはこちら

【T I サポート共済会事務局】

住所：東京都千代田区1-10-1 平富ビル5F

TEL：0120-992-227

FAX：03-3233-2704

MAIL：contact@tikyosai.com

営業時間：10：00～17：00 （土日祝日は除く）

※年末年始、夏季休業、及び臨時休業をいただく場合がございます。
<https://tisupport.com/> にて最新情報を掲載いたします。



<代理請求人について>

高度障害状態となり意思能力を喪失した場合等、被共済者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済金を受け取るべき被共済者の代理人がいない場合には、T I サポート共済会の承認を得て、被共済者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の（注）をご参照ください。）が共済金を請求できることがあります。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

（注）

- ① 「被共済者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
- ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に共済金を請求できない事情がある場合
「被共済者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
- ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に共済金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。